

外務省環境配慮の方針

1. はじめに

今日の環境問題は、廃棄物問題や自動車環境問題など地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失、化学物質問題など空間的、時間的広がりを持つ問題にまで拡大し、深刻化しています。政府としては、こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築するため、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにする「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」を平成12年12月22日に閣議決定しました。

環境基本計画の掲げる持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が公平な役割分担の下に、様々な施策、取組を自主的かつ積極的に推進する必要があります。そのためには、同計画に示されているように各主体が自らの行動に環境配慮を織り込み、具体的な取組目標を設定して、その取組を適切に進行管理することが必要です。特に関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされています。

このため外務省では、以下の通り、環境基本計画の実行計画となる自らの「外務省環境配慮の方針」を策定し、達成目標を含めた具体的取組の推進を図ります。

2. 外務省環境配慮の方針の理念

環境基本計画は、環境基本法に掲げられた環境政策の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにしたものです。外務省は、「外務省環境配慮の方針」によって、地球環境問題に関する国際的枠組みの下での取組や新たな国際的枠組みづくりを更に推進していきます。

また、外務省は「政府開発援助大綱」において、環境問題などの地球的規模の問題への取組を我が国援助の重点課題と位置づけ、途上国の「持続可能な開発」の実現に向けた努力を積極的に支援してきており、今後とも支援していきます。

さらに、外務省においては、既に、経済活動の主体としての活動を環境に配慮したものとするため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を定め、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めており、今後とも努めていきます。

このように、外務省自らの達成目標を含めた具体的取組を明らかにし、これを適正に進行管理することで、組織としての取組の効果的な実施を進めるとともに、職員一人一人の自覚と意識向上を促し、環境保全施策の効率的・効果的な推進を図ります。

3. 環境配慮の基本的な方針

外務省の活動を以下のような3つの類型に区分し、そのそれぞれについて基本的方針を示します。

(1) 地球環境問題に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

地球環境問題は、人類の生存に対する脅威となり得る問題であり、一国のみでは解決し得ないところ、国際的な取組をはかる必要があります。そのため、国際機関の活動への支援や条約の策定、締結、実施を通じて地球環境問題への取組に参画、貢献します。また、水、違法伐採、防災等、持続可能な開発に係る新しい課題に対しては、関係の会議やフォーラムへの出席や開催を通じて我が国の考え方を世界に発信していきます。

(2) 国際協力の実施等にあたっての環境配慮

我が国は、「政府開発援助大綱」において環境問題などの地球的規模の問題への取組を我が国援助の重点課題に位置付け、「政府開発援助に関する中期政策」においても環境保全を重点課題に掲げるとともに、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD) 」と称する環境協力の理念・方針・行動計画を策定し、途上国の「持続可能な開発」の実現に向けた努力を支援しており、今後もこれらを踏まえた支援をしていきます。

援助実施に際しての環境配慮について、政府においては、援助に関する開発途上国との協議等様々な機会を通じて供与国に環境配慮を重視する我が国の姿勢を伝えるとともに、個別プロジェクトの採択、実施、評価のあらゆる段階において今後も引き続き環境配慮に留意していきます。

援助実施機関においても様々な形で環境配慮の強化に努めています。JICA (国際協力機構) や JBIC (国際協力銀行) では、環境・社会面での配慮の確認を早期かつ効果的に実施するため、環境・社会配慮確認のためのガイドラインを作成し、これに基づきプロジェクトを実施する際に想定される環境・社会への影響について確認しており、今後ともこれらの取組を実施していくこととなります。

(3) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

通常の経済活動の主体として国の占める位置は極めて大きく、国自らがその経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減が大きく期待されています。また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な行動を求めるためにも、国自らが率先して実行することの意義は高いと考えられます。平成 12 年 5 月には国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (通称：グリーン購入法) が制定され、また、平成 14 年 7 月には、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画が策定され、経済主体としての国の活動に環境配慮を織り込んでいく取組が進められています。

外務省としても、自ら率先して、通常の経済活動の主体としての活動について、グリーン購入法や地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の適切な実施に努めるため、外務省本省の活動を対象に、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、目標を設定し、その取組を推進しており、今後とも推進していく方針です。

(了)

地球環境問題・地球環境協力と我が国の外交
(現状と課題)

平成15年10月
地球環境課

1.総論

(1)基本認識

- ・ 近年、人類の活動範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動、オゾン層破壊等の地球環境問題が顕在化し、人類に対する脅威となりうるものと認識されている。これらは一国のみでは対処が困難で、本質的に国際的な共同の取組が必要とされるもの。

(2)国際的取組みの経緯と現状

(イ)これまでの取組み

92年6月「国連環境開発会議(UNCED)」(リオ・デジャネイロ)

- ・ それまでの国際的取組みの集大成といえる会議(182ヶ国、102名の首脳が参加)。
- ・ 「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」「森林原則声明」の採択、「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」の署名開放。

97年7月「地球環境開発特別総会(UNGASS)(ニューヨーク)」

- ・ 地球サミットから5年目に、「アジェンダ21の一層の実施のための計画」を採択。

02年9月「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(ヨハネスブルグ)」

- ・ 地球サミットから10年目に、「アジェンダ21」の見直しや新たに生じた課題等について議論。191ヶ国104名の首脳が参加。延べ2万人を越える参加があった。
- ・ 持続可能な開発のための決意を新たにする「ヨハネスブルグ宣言」、21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」文書及び市民社会等との連携・協力に基づいて行うパートナーシップ(タイプ2イニシアティブ)を採択。

(ロ)主要環境条約<数字は発効年>

- ・ ラムサール条約(75、湿地、水鳥等の保全)
- ・ ワシントン条約(75、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引規制)
- ・ オゾン層保護のウィーン条約/モントリオール議定書(88/89)
- ・ バーゼル条約(92、有害廃棄物の越境移動規制)
- ・ 生物多様性条約(93、生物多様性の保全及び持続可能な利用)/バイオセーフティ議定書(本年9月11日に発効、遺伝子組換え生物の環境面での安全利用)
- ・ 気候変動枠組条約(94、温室効果ガス濃度の安定化)/京都議定書(未発効、

温室効果ガス排出削減約束)

- ・ 砂漠化対処条約(96、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)が砂漠化に対処するための行動及び先進締約国がその取組を支援すること等について規定)
- ・ ロッテルダム条約(未発効、有害化学物質及び駆除剤の国際取引の際の事前通報等)
- ・ スtockホルム条約(未発効、残留性有機汚染物質の製造、使用及び輸出入の原則禁止等)

(3)我が国の貢献

上記(1)の基本認識に立ち、地球環境問題は我が国が国際貢献を果たしていく最重要分野の一つと位置づけ、以下のような取組を進めている。

(イ)国際的枠組み(条約、行動計画等)策定への積極的取組

- ・ 地球温暖化防止京都会議(COP3)の開催(97年12月)等。

(ロ)環境分野のODAの強化・拡充

- ・ 2001年度環境分野ODA実績：2,222億円
- ・ 途上国支援のため、「21世紀に向けた環境開発構想(ISD)」(97年6月)、特に地球温暖化分野での「京都イニシアティブ」(97年12月)を公表。
- ・ 環境問題のうち、水問題への取組に関する「日本水協力イニシアティブ」(03年3月)を第3回世界水フォーラム・閣僚級国際会議において発表。

(ハ)環境関連国際機関、フォーラムへの貢献

- ・ 「国連環境計画(UNEP)」への拠出
- ・ 「UNEP国際環境技術センター」の大阪・滋賀への誘致(92年10月)。
- ・ 国連持続可能な開発委員会(CSD)(アジェンダ21の各項目のフォローアップを目的として93年以降毎年国連本部で開催)メンバー国として積極参加。
- ・ 途上国支援のための資金メカニズムである「地球環境ファシリティー(GEF)」への拠出(米に次いで第2位)。
(02年7月時点での実拠出額は、(米国が一部未払いのため)最大。)
- ・ 小泉総理が出席し、環境と開発の両立と人づくりの重要性を訴え、我が国の貢献策である「小泉構想」を表明。
- ・ WSSDで主要なトピックとなった水問題について、その成果を踏まえ、03年3月、第3回水フォーラム及び閣僚級国際会議を京都、滋賀及び大阪で開催。

2.気候変動

(1)経緯

- ・「**気候変動枠組条約**」(92年5月採択、94年3月発効。03年10月の締約国数は187ヶ国及びE C)
<目的> 大気中の温室効果ガス濃度の安定化。しかし、具体的な排出削減の義務づけはなし。
- ・「**京都議定書**」(97年12月採択、未発効。03年10月の締約国数は118ヶ国及びE C。)
<内容> 08年から12年の5年間における「先進国・市場経済移行国」の温室効果ガスの排出を、90年(基準年)比で、附属書に規定された数値(%)に従って削減することが義務づけられた(日本 6%、米 7%、EU 8%)。

(2)現状

- ・ 京都議定書はロシアが締結すれば発効。
- ・ 議定書実施のための細則の交渉が大詰めを迎えている。
- ・ 京都メカニズム(クリーン開発メカニズム、共同実施、排出量取引)活用に向けた各国の取組が進められている。
- ・ 技術移転、条約第4条8, 9項(温暖化の悪影響、対応措置の影響)、キャパシティ・ビルディングなどの途上国に対する支援が強く求められている。

(3)今後の課題

- ・ 京都議定書の早期発効に向けたロシア等未批准国への働きかけ。
- ・ 京都議定書発効後の京都議定書の実施(国内対策の実施、京都メカニズムの活用等)
- ・ 米国や途上国を含む全ての国が参加する共通のルールの構築に向けた議論を早期に開始。この関連で、COP8デリー閣僚宣言を踏まえ、各国との非公式な意見交換を一層促進。

3.ワシントン条約

(1)経緯

- ・「**絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約**」(73年採択、75年発効。03年10月現在、我が国を含む163ヶ国が締結)
<内容> 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、その採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ろうとするもの。

具体的には、その絶滅のおそれに応じて附属書(~ の3種類)に掲載し、商業取引の禁止(附属書)、許可を受けての商業取引(附属書)、自国における捕獲又は採取を防止するために他国の協力を求めるもの(附属書)といった規制を行っている。

(2)現状

- ・ 第12回締約国会議においては、南部アフリカ諸国(ボツワナ、ナミビア及び南ア)のアフリカゾウ(附属書 掲載)の象牙の在庫の1回限りの取引が条件付きで認められる一方で、我が国提案の鯨類2種の附属書改正提案()の否決、サメ類、タツノオトシゴ等の商業海産種の附属書 掲載提案の承認等、絶滅のおそれのある野生動植物の保護という、ワシントン条約の本来の目的を超えた決定が行われる傾向が強くなってきている。

(3)今後の課題

- ・ 我が国は、野生動植物の保護のためには、科学的な根拠に基づき、これら動植物の「持続可能な利用(sustainable use)」を図っていくことが重要であるとの立場をとってきており、右立場に対する各国の理解を更に深めていくことが必要。
- ・ 絶滅のおそれのない商業海産種等をワシントン条約の枠組みに取り込もうとする動きが顕著になっており、こうした動向には反対するとともに、他の適当な国際的、地域的機関による取組みを強化することが必要。

4.有害化学物質

(1)経緯

- ・ 「**国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約**」(98年9月採択、未発効。03年10月現在、48ヶ国及びECが締結(我が国署名済、未締結)
<内容> 有害化学物質の国際取引に際しての事前通報制度等につき規定。条約対象物質は、31物質。
- ・ 「**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約**」(01年5月採択、未発効。03年10月現在、我が国を含む39ヶ国及びECが締結)
<内容> 残留性有機汚染物質(PCB、DDT、ダイオキシン類等)の製造、使用及び輸出入の原則禁止、非意図的な放出の放出源の特定、廃棄物の適正な管理等につき規定。条約対象物質は、12物質。

(2)現状

- ・ ロッテルダム条約及びストックホルム条約とも未発効なものの、条約発効後

の円滑な条約の実施に向け、政府間交渉委員会を年1回開催し、種々の課題につき議論を継続

- ・ 02年9月に開催されたWSSDの「実施計画」において、ロッテルダム条約は03年、ストックホルム条約は04年の発効を目指すことが合意された。

(3) 今後の課題

- ・ 我が国のロッテルダム条約の早期締結(2003年5月22日、国会で承認。)
- ・ 両条約の早期発効に向けた各国への働きかけ
- ・ 両条約の適正な実施のための国内体制の構築

5. 有害廃棄物の越境移動

(1) 経緯

- ・ 「バーゼル条約」(89年3月、92年5月発効。2003年10月の締約国数は157ヶ国及び1地域)

目的 有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分に関する取組を規定することにより廃棄物の適正な処理を目指すこと

内容

条約に特定する有害廃棄物の輸出には、輸入国の書面による同意を要する。

締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。

廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。

非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。

(2) 現状

2002年12月に第6回締約国会合が開催され、下記の課題が話し合われた。

条約に関する課題

- ・ 遵守メカニズムの制定
- ・ 今後10年間を対象にした「戦略計画」の作成
- ・ 技術移転地域センター設立及び有効活用

(3) 今後の課題

改正された条約への対応

- ・ OECD諸国から非OECD諸国への最終目的での廃棄物の越境移動及び再生利用、回収目的での廃棄物の越境移動が禁止されることになったが、我

が国は、アジア各国の実情にあわせた対応の検討について国内産業界との調整が必要で2003年8月現在、未締結
(2003年10月現在締約国数は、39ヶ国及び1地域)

6.オゾン層等の保護

(1)経緯

- ・「**ウィーン条約**」(85年3月採択、88年9月発効。03年10月の締約国数は184ヶ国及び1地域)
目的 オゾン層保護の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとること
- ・「**モントリオール議定書**」(87年9月採択、89年1月発効。03年10月の締約国数は183ヶ国及び1地域)
<目的> オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護すること
- ・「**オゾン層保護基金**」
90年6月の議定書第2回締約国会合において、モントリオール議定書に基づく規制措置を自力で実施する十分な資金・技術を有していない開発途上国を援助することを目的に資金設立が合意され、93年1月に発足。

(2)現状

議定書に定める規制措置

各オゾン層破壊物質(ODS: Ozone Depleting Substances)の全廃スケジュールの設定
非締約国との貿易の規制(規制物質の輸出入の禁止または制限等)
最新の化学、環境、技術及び経済に関する情報に基づく規制措置の評価及び再検討

議定書の下での規制措置の強化

モントリオール議定書の採択後、議定書締約国の間でオゾン層の破壊状況と規制措置につきさらに検討が行われた結果、オゾン層の破壊が予想以上に進んでいることが判明し、90～99年にかけて規制措置の強化が実施された。

(3)今後の課題

議定書に基づき99年より開発途上国における規制が本格的に開始されたことから、ますます基金の役割が重要。

7.生物多様性

(1)経緯

- ・「**生物多様性条約**」(92年5月採択、93年12月発効。03年10月現在で187ヶ国が締結(米国は未締結))
＜目的＞生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分。
- ・「**バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書**」(00年1月採択、03年9月発効。03年10月現在で63ヶ国(ECを含む。)が締結。)

(2)現状

- ・00年1月にモンリオールで開催された生物多様性条約特別締約国会議再開会合において本議定書は採択された。その後、00年5月及び同年6月5日から01年月4日まで署名のために開放され、103ヶ国が署名。6月13日に50ヶ国目が議定書を批准したため、本年9月11日に発効した。
- ・今国会において議定書及び国内担保法案は衆参両院の了承を得ているところ、担保法の関連政省令等の整備が終了次第、遅くとも2003年中には本議定書を締結する見込み。

(3)今後の課題

- ・議定書の早期締結
- ・本議定書と他の国際協定とのどちらが優先するかについては、議定書前文で一応の規定は置かれたが抽象的。今後の各国の実行を通じ、「生物多様性の保全」と「自由貿易」(WTOルール)との適切なバランスを図っていく必要あり。

8.東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

(1)経緯

- ・酸性雨は、原因物質の発生源から数千キロも離れた地域にも沈着する性質。
- ・東アジア地域(世界人口の約1/3)は、近年著しい経済発展に伴い、大気汚染、酸性雨問題に直面。硫黄酸化物、窒素酸化物の排出量が顕著に増大。

(2)現状

- ・我が国の提唱で、93年に専門家会合開催。東アジア各国において、共通の方法による酸性雨モニタリングの実施及びそのネットワーク化を目的とする。

98年3月に第1回政府間会合(於:横浜)を開催。98年4月より試行稼働。00年10月第2回政府間会合(於:新潟)で01年より本格稼働することで合意

- ・ 参加国は、現在、我が国、韓、中、モンゴル、露、タイ、越、比、マレーシア、カンボディア、インドネシア、ラオスの12ヶ国。
- ・ 第2回政府間会合(00年新潟)において(財)酸性雨研究センターをネットワークセンターに指定。02年1月より事務局は暫定事務局(我が国環境省からUNEPアジア太平洋地域資源センター(RRC.AP)に正式に移行。

(3)今後の課題

- ・ 03年11月の第5回政府間会合で、財政的な枠組みについての合意を目指す。

9.北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)

(1)経緯

- ・ 74年、UNEPは、閉鎖性水域の海洋汚染の管理、海洋及び沿岸域の資源の管理を目的とした地域海計画を提唱し、「地域行動計画」の策定を呼びかける。
- ・ これを受けて、北西太平洋地域(日本海及び黄海)について、94年第1回政府間会合(日、韓、中、露が参加。於:ソウル)が開催され、NOWPAPが採択された。現在UNEPが暫定事務局。

(2)現状

- ・ 96年に第2回政府間会合(於:東京)を開催し、以下の5つの具体的な行動計画を採択し、97年から漸次着手。
 - ◇ 「データベース・情報管理システム設立」(NOWPAP1)
 - ◇ 「各国の環境法・政策等のレビュー」(NOWPAP2)
 - ◇ 「モニタリングプログラム設立」(NOWPAP3)
 - ◇ 「海洋汚染への準備・対応」(NOWPAP4)
 - ◇ 「地域活動センター(RAC)とそのネットワーク設立」(NOWPAP5)
- ・ 99年の第4回政府間会合で、4つの「地域活動センター」(RAC)の設置に合意するとともに「海洋、沿岸環境に関する普及啓発事業」をNOWPAP6として着手。
- ・ 00年の第6回政府間会合においてNOWPAPの本部事務局機能を果たす地域調整ユニット(RCU)を富山とプサンの双方に設置することが原則として合意されたほか、「陸上起因活動の評価及び管理」をNOWPAP7として取り組

むことに合意。

- ・ 02年の第7回政府間会合においてRCU事務所の設立に向けた詳細事項(富山とプサンの役割分担、スタッフ採用条件等)について合意が得られたことを受け、03年9月、UNEPと富山県との間でRCU設立のホスト国アグリーメントが締結された。

(3) 今後の課題

- ・ 今後、UNEPとプサンとの間のRCU設立のホスト国アグリーメントが締結され、RCUの本格稼働の早期開始を目指す。

10. 砂漠化対処条約

(1) 経緯

- ・ 「**深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約**」96年発効。03年10月現在、我が国を含む190ヶ国が締結
＜内容＞ 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国、国際機関等が支援すること等について規定した条約である。

(2) 現状

- ・ これまでに6回の締約国会議が開催され、本年は8月末から9月はじめにキューバのハバナで開催された。
- ・ 我が国においては、従来、政府開発援助等による様々な砂漠化対処プロジェクトを推進するとともに、UNDP、FAO等への資金拠出等を通じて積極的な砂漠化対処支援策を講じ、同条約事務局に対しても、締約国会合開催経費の支援等の施策を講じている。(また、98年には我が国の滋賀県において第1回砂漠化対処条約アジア・フォーカルポイント会合を共催している。)

(3) 今後の課題

- ・ 我が国はこれまで、政府開発援助や同条約事務局等を通じ、様々な砂漠化の問題に対処してきたところであるが、これまでにまして費用対効果の高い「目に見える」援助を行うことにより、国民の理解を得ていく必要がある。
- ・ 同時に、毎年開催される本条約実施レビュー会合を通じて、締約国間で経験共有と情報交換を進めることにより、締約国がそれぞれの砂漠化に対処するための施策を講じ、それを効果的に実施しているかを相互に検証することが肝要。

環境と ODA

我が国の環境 ODA の取り組み

平成 15 年 10 月外務省
調査計画課

(1) 経緯

我が国は、「政府開発援助大綱」において環境問題などの地球規模の問題への取組を我が国援助の重点課題に位置付け、「政府開発援助に関する中期政策」においても環境保全を重点課題に掲げている。また我が国は、2002 年 8 月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」の機会にそれまでの「21 世紀に向けた環境開発支援構想（ISD）」を改め環境協力の理念・方針・行動計画を示した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」を策定し、途上国の「持続可能な開発」の実現に向けた努力を積極的に支援している。

92 年 6 月の国連環境開発会議（UNCED）において、92 年度より 5 年間で環境分野の援助を 9,000 億円から 1 兆円を目途として大幅に拡充・強化する旨発表した。

(2) 実績

92 年度から 96 年度までの 5 年間で環境分野の援助は約 1 兆 4,400 億円となり、UNCED の際に表明された目標額を 4 割以上上回る実績を達成した。その後も 97 年の国連環境開発特別総会の機会に発表した ISD に基づき、支援を進めてきた。

我が国の環境 ODA の具体的な対象分野としては、居住環境（上下水道整備、廃棄物処理施設整備等）、森林保全、公害対策（大気汚染対策、水質汚濁対策等）、防災、自然環境保全、地球温暖化対策等が挙げられる。また、途上国の環境問題対処能力の向上を重視しており、タイ、インドネシア、中国、メキシコ、チリ、エジプトにおいて環境センターの設置等を通じた人づくりを行っている。

地球温暖化対策関連では、97 年 12 月の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議の機会に我が国が発表した京都イニシアティブを受けて、温暖化対策関連分野における研修等により 98 年度から 2001 年度までの 4 年間で約 6,400 人の人材育成を、97 年 12 月から 2002 年 3 月までで 56 件、約 7,400 億円の温暖化対策関連の円借款を実施している。

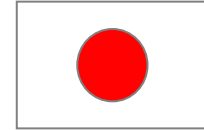
援助実施に際しての環境配慮について、政府においては、援助に関する開発途上国との協議等様々な機会を通じて供与国に環境配慮を重視する我が国の姿勢を伝えるとともに、個別プロジェクトの採択、実施、評価のあらゆる段階において環境配慮に留意している。

援助実施機関においてもさまざまな形で環境配慮の強化に努めている。JICA（国際協力機構）やJBIC（国際協力銀行）では、環境・社会面での配慮の確認を早期かつ効果的に実施するため、環境・社会配慮確認のためのガイドラインを作成し、これに基づきプロジェクトを実施する際に想定される環境・社会への影響について確認している。

（３）今後の方針

2002年に発表したEcoISDを着実に実施する。具体的な取組は以下のとおり。

- （a）2002年度から5年間で5000人の環境分野の人材育成に協力する。
- （b）環境分野の案件に対する円借款は引き続き譲許的な条件で供与する。
- （c）地球環境無償資金協力の充実を図る。
- （d）国際機関等との広範囲な連携の促進を図る。
- （e）環境ODAの事後評価の充実に向け、評価手法の一層の改善を図る。



持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development) (略称EcoISD) - 概 要 -

2002年10月
外務省調査計画課

1. 我が国の環境ODAとEcoISD

我が国は、経済発展に伴う環境汚染への対策を整備するため、また環境問題の根源にある貧困問題を解決するため、更には地球規模の環境問題に対応するために、多岐に亘る分野で途上国を支援している。我が国は、これらの環境ODAの取組が、環境問題解決のためにますます重要な役割を担っていくことを確信し、世界の持続可能な開発を支援するため、今後も環境ODAを引き続き積極的に実施していく。

2. EcoISDの理念

- (1) 人間の安全保障 (Human Security)
- (2) 自助努力と連帯 (Ownership & Partnership)
- (3) 環境と開発の両立
(Pursuit of Environmental Conservation & Development)

3. 環境協力の基本方針

以下の基本方針に沿って環境分野での協力を進める。

- (1) 環境対処能力向上 (キャパシティ・ディベロップメント)
- (2) 積極的な環境要素の取り込み
- (3) 我が国の先導的な働きかけ
- (4) 総合的・包括的枠組みによる協力
- (5) 我が国の経験と科学技術の活用

4 . 行動計画（ODAを中心とした我が国の国際環境協力）

4つの重点分野について、以下に示す協力を進める。

(1)地球温暖化対策

温暖化が開発途上国の持続可能な開発を損なうものであるとの認識を高め、途上国に温暖化対策に係る技術の移転・普及を図るとともに、科学的、社会的、制度的側面を含めた温暖化問題への対処能力の向上を図る。

(2)環境汚染対策

急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策及び生活環境改善（大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等）への支援の重点化を図る。

(3)「水」問題への取組

都市部・農村部の特徴を踏まえた上下水への対策と、水資源管理及び水質保全のためのソフトの支援を行う。

(4)自然環境保全

開発途上国の自然保護区等の保全管理、森林、砂漠化防止及び自然資源管理に対する支援を、住民の貧困削減に向けた取組を検討しつつ、行っていく。

5 . 我が国の新たな取り組み

(1) 2002年度から5年間で5000人の環境分野の人材育成に協力する。

(2) 地球環境保全へのインセンティブを付与するため、環境分野の案件に対する円借款は引き続き譲許的な条件（優遇条件）で行う。

(3) 地球環境無償資金協力の充実を図り、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進する。

(4) 国際機関等との広範囲な連携の促進を図る。

(5) 環境ODAの事後評価の充実に向け、評価手法の一層の改善を図る。

(了)



環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成15年5月

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、平成15年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1. 特定調達物品等の平成15年度における調達の目標

平成15年度における個別の特定調達物品等の調達目標は以下のとおりとする。

なお、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(平成15年2月28日閣議決定)」に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類(情報用紙、印刷用紙、衛生用紙)

調達目標は100%とする。

2. 文具類

(シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ、事務用修正具(テープ)、事務用修正具(液状)、クラフトテープ、粘着テープ(布粘着)、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OAクリーナー(ウエットタイプ)、OAクリーナー(液タイプ)、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)、丸歯式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり(液状)、のり(澱粉のり)、のり(固形)、のり(テープ)、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒(紙製)、窓付き封筒(紙製)、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、付箋紙、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ゴミ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)

調達目標は100%とする。

3. 機器類

(いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード)

調達目標は100%とする。

4. OA機器

コピー機等 調達目標は95%とする。

電子計算機 調達目標は100%とする。

プリンタ等 調達目標は100%とする。

ファクシミリ 調達目標は90%とする。

スキャナ 調達目標は100%とする。

磁気ディスク装置 調達目標は100%とする。

ディスプレイ 調達目標は100%とする。

シュレッダー 調達目標は100%とする。

ただし、15年度に新たに購入する物品、及び新たに賃貸借契約を行うものは、調達目標は100%とする。

5. 家電製品

(電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー)

調達目標は100%とする。

6. エアコンディショナー等

(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖機)

調達目標は100%とする。

7. 照明

(蛍光灯照明器具、蛍光管)

調達目標は100%とする。

8. 自動車等

平成15年度調達分については、全て基本方針に定める判断の基準を満たす自動車を調達する。

(1) 自動車

・一般公用車

ハイブリッド自動車13台を調達する予定。

(2) ITS対応車載器

・ETC対応車載器 9台を購入予定

・VICS対応車載器 調達予定なし

9. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、再生ポリエステルが50%以上使用されている製品を選択する。

10. インテリア・寝装寝具

(カーテン、カーペット、毛布等、ベッド)

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。

11. 作業用手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. その他の繊維製品

(テント・シート類、防球ネット)

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。

13. 設備

(太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機)

14. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

15. 役務

(省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更生)

「印刷」については、調達目標は100%とする。

・特定調達物品等以外の平成15年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 腕章、帽子を調達する場合、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET 樹脂から得られるポリエステルが製品全体重量比で50%以上使用されているものを100%調達する。

2. ラベルライターを調達する場合には、再生プラスチックが製品に使用されているものを100%調達する。

．その他環境物品等の調達に関する事項

- 1．省内にグリーン調達のための推進本部を設ける。体制概要は下図のとおり。
- 2．本調達方針は本省内の全ての部局を対象とする。

ただし、諸外国に設置されている我が国在外公館における調達に関しては、多くの国・地域において、グリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等が存在しない等、そもそも右物品等の調達が不可能ないし極めて困難な状況にあるため対象外とする。なお、任国の実情に応じて可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
- 3．調達の実績は、各品目毎にとりまとめ、公表する。
- 4．調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めるとともに、機器類等については、可能な限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5．事業者の選定に当たっては、W T O 政府調達協定及び会計法令等との整合性に留意しつつ、その規模に応じて I S O 1 4 0 0 1 または環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、または環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
- 7．本調達方針に基づく調達担当窓口は大臣官房会計課とする。

外務省グリーン調達推進体制概要図

